

岡山県建築基準法施行細則（昭和48年岡山県規則第66号）（抜粋）

（申請手数料の減免）

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、岡山県土木関係手数料徴収条例（平成12年岡山県条例第53号）に基づき徴収することとされている法に基づく申請に対する審査に係る手数料（以下この条において「申請手数料」という。）を免除することができる。

- 一 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する市町村の区域内においてその災害により滅失し、又は損壊した建築物（以下この項及び第4項において「滅失等建築物」という。）と同一の用途に供する建築物を新築し、又は増築する場合
 - 二 滅失等建築物の全部又は一部を改築する場合
 - 三 滅失等建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合
 - 四 第一号に掲げる場合において、新築し、又は増築する建築物又はその敷地内に建築設備を設置し、又は工作物を築造するとき
 - 五 第二号に掲げる場合において、改築する建築物又はその敷地内に建築設備を設置し、又は工作物を築造するとき
 - 六 第三号に掲げる場合において、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物又はその敷地内に建築設備を設置し、又は工作物を築造するとき
 - 七 災害救助法が適用された同法第2条に規定する市町村の区域内においてその災害により滅失し、又は損壊した建築設備（第4項において「滅失等建築設備」という。）と同一の種類の建築設備を設置する場合
 - 八 災害救助法が適用された同法第2条に規定する市町村の区域内においてその災害により滅失し、又は損壊した工作物と同一の種類の工作物（第4項において「滅失等工作物」という。）を築造する場合
- 2 知事は、前項各号に掲げる場合のほか、公益上特に必要と認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、申請手数料を減額し、又は免除することができる。
- 3 前2項の規定により申請手数料の減額又は免除を受けようとする者は、当該減額又は免除を受けようとする原因となる事実が生じた日から6月以内に手数料減免申請書（様式第四号）を知事に提出しなければならない。ただし、第1項の規定による申請手数料の免除を受けた者が、同項の規定により当該免除を受けた申請手数料以外の申請手数料の免除を受けようとするとき又は知事が公益上特に必要があり、若しくは災害その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 前項の規定により手数料減免申請書を提出する者は、当該申請書を提出する際に、地方公共団体の発行する罹（り）災証明書その他の必要な証明書を添えて提出しなければならない。ただし、申請手数料の減額又は免除を受けた者が滅失等建築物、滅失等建築設備又は滅失等工作物について当該減額又は免除を受けた申請手数料以外の申請手数料の減額又は免除を受けようとするときは、当該証明書を添えることを要しない。